

合 併 契 約 書

# 合併契約書

■■■■信用組合（以下「甲」と称する）及び■■■■信用組合（以下「乙」と称する）は合併のため甲・乙各代表者間において次の契約を締結する。

## （合併の方法）

第1条 甲は合併により存続し、乙は合併により解散するものとする。

## （名 称）

第2条 合併後の信用組合の名称は、甲の名称をそのまま引き継ぎ■■■■信用組合とする。

## （地 区）

第3条 甲の地区は、合併により変更しないものとする。

## （出資一口の金額とその割当）

第4条 合併後の出資1口の金額は1000円とし、乙の組合員の出資1口（1000円）をもって、甲の出資1口（1000円）に当てるものとする。

## （合併期日及び財産の引き継ぎ）

第5条 合併実行の日は、甲乙別途協議する日とする。

2. 乙は、合併実行の日現在における一切の権利義務及び財産を甲に引き継ぐものとする。

## （組合員に対する配当金）

第6条 乙の組合員に対する配当金は、これを支払わない。

(事務所)

第7条 合併後の主たる事務所は、甲の主たる事務所をもってこれに充て、甲の従たる事務所及び乙の事務所は、これを合併後の従たる事務所とする。

(役員の退職慰労金)

第8条 乙の解散に伴う役員に支給する退職慰労金は、支給しない。

(職員等の引き継ぎ)

第9条 合併の際における乙の職員その他の使用人（以下「職員等」という）は、全て甲において引き継ぐものとする。

(職員等の退職金)

第10条 合併により甲に引き継いだ乙の職員等の退職金は、合併の際には支給せず、将来甲を退職する際に乙における在職年数を通算して、甲の退職給与規程により支給するものとする。

(合併費用)

第11条 合併に要した費用は、甲及び乙それぞれが負担するものとし、合併期日の前日までに支出するものとする。

(財産の計算の基礎となる日、財産の確認および善管義務)

第12条 この契約は、甲・乙各々平成14年3月31日現在の財産目録及び貸借対照表を基礎として締結したものであって、同日以後合併期日までの間における資産、負債及び損益の異動については、別に計算書その他適当な方法によって明確にし、相互に報告するものとする。

(善良なる業務執行)

第 13 条 乙はこの契約締結の日から合併期日までの間、善良なる管理者の注意義務をもって業務を遂行することはもちろん、その資産状態に重大な影響を及ぼすような行為をなし、又は経常的な支出以外の支出をしようとするときは、その都度あらかじめ甲に承認を求めるものとする。

(総代会の開催期日)

第 14 条 甲及び乙は、平成 14 年 6 月中に総代会を開催し、この合併契約書その他合併に必要な事項の承認の決議を為すものとする。

(瑕疵責任)

第 15 条 乙が甲に引き継いだ財産及び権利義務について、合併後 3 年以内に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙の役員は、各個人の資格において各々連帯してその補填の責任を負うものとし、その瑕疵が乙の役職員の故意又は重大な過失によるときは、上記期間後といえども甲は当該役職員に対して、損害の賠償を請求できるものとする。

(契約の効力)

第 16 条 この合併契約は、甲及び乙の総代会において承認を得たときに直ちにその効力を生ずるものとする。ただし、関東財務局長の合併に関する認可を得ることができなかったときは、その効力を失うものとする。

(契約の解除及び変更)

第 17 条 甲又は乙がこの契約書の条項に違背し、または、この契約を締結してから合併期日までに故意過失によることはもとより天災、不可抗力、その他の事由により甲又は乙の資産に著しい減少を生じたときは、甲及び乙の代表者間において協議し、その欠陥を補填する処置を講じ、またはこの契約

を解除し若しくは合併条件の変更を求めることができるものとする。

(合併期日の変更)

第 18 条 第 5 条に定める合併期日は、やむを得ない事情が生じたときは、甲及び乙の各代表者間の協議によって変更することができるものとする。

(契約外事項の協定)

第 19 条 この契約に定めた事項以外で合併実行のために必要な事項は、合併の趣旨に反しないかぎり甲及び乙の各代表者間において協定して実行するものとする。

以上の各条項を確約した証としてこの契約書二通を作成し、甲及び乙の各代表者が署名捺印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成 14 年 6 月 29 日

甲 山梨県 [redacted]  
[redacted] 信用組合  
代表理事 [redacted] 

乙 山梨県 [redacted]  
[redacted] 信用組合  
代表理事 [redacted] 